

# 4月保護者会資料

鷹南学園三鷹市立第五中学校

## 教務部より

### 1 年間授業時数及び週授業時数（年度当初予定）

教科		1年	2年	3年
教科の授業時数	国語	140 (4)	140 (4)	105 (3)
	社会	105 (3)	105 (3)	140 (4)
	数学	140 (4)	105 (3)	140 (4)
	理科	105 (3)	140 (4)	140 (4)
	音楽	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)
	美術	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)
	保健体育	105 (3)	105 (3)	105 (3)
	技術・家庭	70 (2)	70 (2)	35 (1)
	英語	140 (4)	140 (4)	140 (4)
道徳	35 (1)	35 (1)	35 (1)	
特別活動（学活）	35 (1)	35 (1)	35 (1)	
総合的な学習の時間	50 (1.4)	70 (2)	70 (2)	
総時数	1015 (29)	1015 (29)	1015 (29)	

- ※ ( ) 内の数字は、週あたりの授業時数です。
- ※ 1年生の音楽・美術は、後期時間割（2学期）から隔週で週2時間になります。
- ※ 3年生の技術・家庭は、隔週で実施します。
- ※ 1年生の総合的な学習の時間は、1学期に週2時間、2学期以降は週1時間になります。
- ※ 総合的な学習の時間の教育内容は、各学年ともキャリア・アントレプレナーシップ教育（生き方・進路）を主体として実施しています。

### 2 特色ある授業の実施（少人数授業）

個に応じた学習の充実を図るため、数学・英語で少人数授業を実施し、「確かな学力」の定着を進めています。また、これは2学級の生徒を、3クラスに分けて授業を行うものです。ひとクラスの人数を減らすことにより、きめ細やかな学習指導を実現するための工夫です。

### 3 「総合的な学習の時間」の充実

「総合的な学習の時間」では、教科の枠を超えた総合的、横断的な力である「生きる力」をつけることを目標に、生徒の学習意欲や思考力、判断力などを総合的に育てていきます。そのために体験的な活動を多く取り入れ、「自分でやってみることを通して「学ぼうとする姿勢」を育てるように、生徒の成長に合わせて学年ごとに学習プログラムを作成しています。

- 【1年】校外学習（アントレプレナーシップ教育）
- 【2年】校外学習（アントレプレナーシップ教育）、職場体験（キャリア教育）
- 【3年】修学旅行（アントレプレナーシップ教育）、進路決定（キャリア教育）

## 4 評価・評定

### (1) 評価とは

学習評価は、評価すること自体が目的ではありません。生徒の学習の実現状況を把握するためのものであり、生徒の学習活動を励まし、資質や能力を伸ばすためのものです。評価のための評価となることなく、生徒に学習内容が確実に定着するよう、指導と評価の一体化を図ることが大切と考えています。

子供たちの学習の成果を的確にとらえ、教員が指導の改善を図るとともに、子供たち自身が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにするために、学習評価を行います。ご家庭でも、通知表を通してお知らせする「評価・評定」を「結果」として捉えるだけではなく、今後の学習目標を設定するため、学習を改善するため、頑張りを励ますための資料としてご活用いただくようお願いいたします。

### (2) 評価と評定

<観点別学習状況評価> ……各教科の学習状況を分析的に捉えるもの。

(各観点A, B, Cの3段階で評価します。)

※観点の詳細(令和3年度から全教科共通で3つの観点となりました。)

#### ●知識・技能

→各教科の学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況を評価するとともに、既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているか。

#### ●思考・判断・表現

→各教科の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているか。

#### ●主体的に学習に取り組む態度

→知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうか。

<評定> ……観点別学習状況の評価を総括した数値を示す、学習状況を全般的に把握できる指標

(各教科5, 4, 3, 2, 1の5段階で評価します。)

### (3) 評価・評定の基準

#### ① 各教科における観点別学習状況の評価

[A]	…「十分に満足できる」と判断されるもの	達成値80%以上
[B]	…「おおむね満足できる」と判断されるもの	達成値50%以上～80%未満
[C]	…「努力を要する」と判断されるもの	達成値50%未満

#### ② 教科における評定

[5]	…「目標を十分に達成し、特に程度が高い」と判断されるもの	達成値90%以上
[4]	…「目標を十分に達成している」と判断されるもの	達成値80%以上、90%未満
[3]	…「目標をおおむね達成している」と判断されるもの	達成値50%以上、80%未満
[2]	…「目標の達成に努力を要する」と判断されるもの	達成値20%以上、50%未満
[1]	…「目標の達成に一層努力を要する」と判断されるもの	達成値20%未満

※上記の達成率で考えると、AAAで4の場合もありますし、AABで5の場合もあります。ご不明な点がございましたら教科担当までお問い合わせください。

※各教科の担当教員が何をもとに評価・評定を決めているかを一覧とした「評価材料の評価基準」を別紙にまとめてあります。これは生徒にも授業内で説明しています。

## 5 定期考査について

定期考査2週間前を目安に、試験範囲表と学習計画表を配布しています。ご家庭でもご確認ください。また、定期考査1週間前から部活動を停止します。ただし、大会期間中の部活動については活動する場合があります。

### (1) 定期考査を欠席（欠時）した場合の対応

やむを得ない事情で欠席（欠時）した場合は、本人の申し出により事後受験が可能です。事後受験の得点は各教科の判断で「参考点」として処理します。成績算出時期までに事後受験した場合は正規受験と同様に扱うことができます。テスト返却の状況や教科の特性によって扱いは異なります。感染症等に罹患の場合はすぐにご相談ください。

### (2) 別室受験について

やむを得ない理由で定期考査を教室で受験できない生徒は、本人及び保護者の事前申請を受け、校内での会議で認められた場合、別室で受験することができます。

① 別室受験は会議室で、考査の時間割通りに行います。

② 別室受験による得点は正規受験として扱います。

## 令和6年度 生徒心得

鷹南学園三鷹市立第五中学校の生徒である自覚と誇りをもって自分の行動に注意しよう。

### 1 校内生活

- ① 8：25までに登校し自席に着席します。私語をせず朝読書を始めます。遅刻して朝学活が終わっている場合は、必ず職員室に行って登校したことを伝えてください。病院への通院等で遅刻した場合も同様です。8：00より前に登校してはいけません。
  - ② 部活や委員会等で早朝に登校する場合は先生の指示に従ってください。
  - ③ 下校時刻を守りましょう。放課後、許可なく学校に残れません。  
部活最終下校時間（3月～10月…18：00 11月～2月…17：45）
  - ④ 登校後は無断で外出することはできません。
  - ⑤ 朝礼（全校・学年・生徒会）時は、8：25に整列完了です（出欠の確認をします）。
  - ⑥ 始業のチャイムが鳴る前に着席します。先生が来たら係の号令により、起立をして礼（語先後礼）をします。チャイム前着席を徹底しましょう。
  - ⑦ 教科書、その他学用品を忘れた場合は、始業前に教科の先生に申し出ます。
  - ⑧ 入室が遅れた時、または授業中席を離れる必要が起こったときは、先生にその理由を伝え、席を離れる場合は許可を得ます。
  - ⑨ 授業中は私語をせず、集中して学習に取り組みます。
  - ⑩ 休憩時間には次の授業の準備（トイレ、教室移動、着替え、教科書等の準備）をしておきます。始業チャイム後に立ち歩きません。
  - ⑪ 他の教室に入ることはできません。また、他学年のフロアには、用事がある場合を除いて行きません。
  - ⑫ 昼食は全員、自席に座ってとります。また終了のチャイムで「ごちそうさま」をし、それまでは席を立ちません。片づけもしません。
  - ⑬ 昇降口の出入りや教室の移動は静かに行い、廊下、階段は走らず、歩きます。
  - ⑭ 正規の授業以外に教室や備品を使用する場合は、担当の先生に申し出て許可を得ます。
  - ⑮ 公共物は大切にし、傷つけたり破損したりしてはいけません。誤って公共の器物（ガラス等）を破損した場合は、すぐに先生に報告し所定の手続きをとります。故意に破損した場合は、弁償を基本とします。
  - ⑯ 物を紛失、または拾得した時は担任の先生に申し出ます。なお拾得物管理担当の先生は、岡田先生です。
  - ⑰ 怪我や病気になった時は、担任もしくは教科担任に申し出て保健カードを持参し、保健室で手当てを受けます。勝手に薬品を使用してはいけません。保健室の先生が不在の時は職員室にいる先生に対応してもらいます。
  - ⑱ 緊急避難（火災・地震・暴風雨等）の時は先生の指示に従い、整然かつ敏速に行動します。
  - ⑲ 自転車通学は禁止します（再登校の場合も同様）。
- ※ 自転車通学が発覚した場合は、学校で保管した上で、保護者に引き取りに来てもらいます。

## 2 礼儀

- ① 校内・校外いずれの場合でも、先生、来客や知人、友人に自分から挨拶し、正しい言葉遣いをしましょう。
- ② 職員室等に入室するときは、入室前に防寒具等を脱ぎ、カバンを廊下の端の邪魔にならない場所に置きます。入室時はノックをし「失礼します。」、退室時は「失礼しました。」と挨拶します。
  - 職員室出入口のラインのところで用事のある先生を呼びます。  
「〇年〇組の△△です。□□先生はいらっしゃいますか。◇◇の用があつて参りました。」
  - 用事のある先生がいらっしゃらない時には廊下で静かに待ちます。
- ③ 事務室、用務主事室、印刷室には、生徒だけで行くことはできません。

## 3 服装

- ① 服装は学校で決められた標準服を着用します。  
入学式、1学期始業式、卒業式、修了式は**正装**になります。
  - ◎正装時は、  
白無地ワイシャツ・ブレザー・スラックスまたはスカート・ネクタイまたはリボン・白靴下・(ベスト)を着用します。
- ② 衣替えはありません。
  - ◎正装時以外は(1)か(2)を体調に合わせて自分で判断し着用します。
    - (1) 白無地ワイシャツ・ブレザー・スラックスまたはスカート・(ネクタイ、リボン)・(ベスト)
    - (2) 白無地ワイシャツ(白無地ポロシャツ)・スラックスまたはスカート・(ネクタイ、リボン)・(ベスト)。
- ③ ネクタイ・リボンは、普段は着用しなくても構いません。ネクタイ・リボンを着用するときは、ワイシャツの第1ボタンまで必ずしめます。
- ④ ブレザーのボタンはいつもきちんとかけましょう。
- ⑤ ベスト・セーターは、学校指定のものを着用します。
- ⑥ ワイシャツの色は白とします。
- ⑦ 肌着の色は、白・ベージュ系・紺・黒・グレーです。
- ⑧ 靴下は、くるぶしが隠れる長さで、ひざ下までとします。正装時は**白**です。
- ⑨ タイツの色は黒・紺です。
- ⑩ 頭髪は中学生としてふさわしいものとします。
- ⑪ 髪の色を変えてはいけません。
- ⑫ 肩にかかる髪の毛は、ゴムで結びます(色は、黒、紺、茶、グレーです)。シュシュは使用できません。髪が垂れて集中して授業を受ける妨げにならないようにします(事故防止のため)。
- ⑬ 防寒具を着用する場合は、学生らしく派手でないものとします。校内で着用する場合はブレザーの上からとし、職員室に行くときは脱ぎます。
- ⑭ 化粧(マニキュア・口紅・マスカラ等)、アクセサリー(ピアス・指輪・ネックレス等)をしてはいけません。リップは無色・無臭・ツヤ無しのもので使用します。制汗剤は原則使用できません。

- ⑮ 通学靴は運動靴とします。校内では上履き、体育館履きの区別をし、かかとを踏まないようにします。  
→ 小さくなったときにはすぐ買い替えましょう。
- ⑯ スカート丈の目安は膝にかかる程度です。  
※以上の決まりから著しく逸脱した場合は、個別指導や保護者に協力を得て早期に改善できるようにします。

## 4 所持品

- ① 学習に必要なもの（不要物：整髪料、ゲーム機器、携帯電話、携帯音楽プレイヤー、お菓子等）や、指示された物以外は持ってきてはいけません。  
→ 不要物を持ち込んだ場合はその場で預かり、担任から直接保護者に返却します。
- ② 自分の持ち物（体育着等の衣類・靴・上履き・体育館履き・カバン・傘等）には、**必ず氏名を明記**します。



上履きは〔かかとの部分とベロ部分〕

体育館履きは〔かかとの部分とベロの内側〕

- ③ 他人の物を無断で使ったり、持ち帰ってはいけません。  
(教科書、体育着、筆記用具などの貸し借り禁止)
- ④ 金銭や時計などの貴重品は持ってきてはいけません。  
→ 誤って持ってきた場合は下校時まで先生に預けてください。
- ⑤ カッター・ライター、その他危険物の持ち込みは厳禁です。
- ⑥ 教科書・ノート類の所持品のうち、教科で指定されたものは必ず持ち帰ります。学校に置いてよいものは、所定の位置に整頓して置きます。
- ⑦ 生徒同士での金銭の貸し借り、物品の売買は厳禁です。

## 5 清潔・整頓

- ① 頭髪・着衣を含め、身体を清潔に保ちましょう。また、手洗い・うがいをこまめに行い、感染症の予防に努めてください。
- ② 上履き・下履き・体育館履きを使い分けます。
- ③ 教室の換気を行い、室内環境に努めましょう。
- ④ 清掃用具は美化委員・清掃当番が責任をもって保管し、常に整理整頓を心がけます。  
(用具の紛失、破損の場合は所定の手続きをとります。)
- ⑤ 清掃は全員で協力し、分担区域のすみずみまで気をつけ、徹底して行います。

## 6 校外生活

- ① 校外での遊びは、トラブルに巻き込まれないよう慎重に行動しましょう。
- ② 不良・犯罪行為（飲酒・喫煙・深夜徘徊等・万引き等）は絶対にしてはいけません。
- ③ 外出の際は、行き先・目的・帰宅時刻を家族に必ず告げましょう。
- ④ 家庭では学習・家事手伝いに努めましょう。
- ⑤ 危険な遊びや危険な玩具の使用は厳禁です。
- ⑥ 交通規則を守り、交通の妨げになったり、事故を起こさないよう注意しましょう。  
※ 特に、自転車の乗車については交通ルールを守り、十分に注意してください。
- ⑦ すすんで地域の環境美化に努めましょう。
- ⑧ アルバイトは禁止です。
- ⑨ 下校時は寄り道をしないで、真っすぐ家に帰ります。  
→ 途中での買い食いは厳禁です。

中学生であるという「**自覚と責任**」をもって、皆が過ご

しやすい五中を一人一人が作り上げていきましょう。

# 保健より

## 生徒の健康管理についてのおお願い

### 1. 定期健康診断

学校保健安全法に基づき、生徒の健康の保持増進を図るために健康診断を行います。今年度の日程は4月のほけんだよりでお知らせしています。

健康診断の結果は、「結果報告書」や「健康診断の記録」などでお知らせします。特に受診を必要としない場合は、全て終了した後に「健康診断の記録」でまとめてお知らせします。医療機関での検査や治療が必要な場合は該当者のみに連絡しますので、早期受診をお願いいたします。

心臓や腎臓に持病があり、主治医の定期検査を受けている場合は、その旨をお知らせください。また、必要に応じて学校生活管理指導表の提出をお願いします。

#### 【本校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師】

内 科	三木 孝師	三鷹市下連雀3-37-8	三木クリニック	TEL 71-7001
眼 科	西條 裕美子	三鷹市上連雀4-3-1	みたか通り眼科	TEL 26-6502
耳鼻科	浜田 利彦	三鷹市井の頭1-30-13	浜田耳鼻咽喉科	TEL 76-8733
歯 科	中澤 敏	三鷹市下連雀3-43-32	スマイル矯正歯科	TEL 71-6911
薬剤師	西脇 保子	三鷹市井口4-7-26		TEL 34-5766

#### ※ 運動器検診担当医

整形外科	渡辺 雅令	三鷹市北野4-12-17	2F まさ整形外科	TEL 70-6670
------	-------	--------------	-----------	-------------

### 2. 保健調査票

この調査票は、3年間健康診断の事前調査として使用するほか、保健室で手当てを行う際に参考にさせていただきます。また、学校でけがをし、病院に受診する場合にも使用します。**年度途中で緊急連絡先などの変更がありましたらすぐにお知らせください。**特に携帯電話を緊急連絡先にされている場合、電話番号に変更があつて学校に連絡がなかったために、連絡がとれず困ることがあります。昼間連絡が取れるところ(勤務先)などお知らせください。(携帯電話の場合は留守番電話にしておいていただくと助かります。)

### 3. 学校管理下において、病気やけがをした場合の応急処置

#### 【体調不良のとき】

健康観察の上、必要な場合は休養させますが、原則として1時間までとし、回復せず長時間の安静が必要な場合には保護者の方に連絡をして**基本的には一人で早退させます。**保護者の方が不在の場合は生徒本人に帰宅後学校に連絡してもらいます。**内服薬は使用しません。**

#### 【けがのとき】

応急処置はしますが、継続的な処置は家庭でお願いします。早急に医療機関に受診した方がよいと判断した場合には、保護者の方に連絡をとった上で教職員が付き添って受診します。保護者の方には保険証等を持って学校または医療機関に来ていただくことになります。治療内容によっては、保護者の方の同意が必要になる場合もありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。(保護者の方と連絡がつかない場合は、受傷している生徒優先で対応しますので、受診後にご連絡します。)緊急の場合や連絡がとれない場合は、保健調査票に記入されているかかりつけ医または学校医、近隣の医療機関や救急病院を受診します。

#### 【部活動中のけが】

緊急の場合を除き、基本的にはご家庭で受診していただきます。



#### 4. 学校感染症・出席停止

この措置は、生徒に十分な休養を与え早期に治癒させるためと、他の生徒への感染を防ぐためのものです。休養期間中は欠席扱いにはなりません。学校感染症の診断を受けた場合は、すみやかに学校へ連絡をお願いします。病気が治癒し医師から登校の許可が出ましたら、**保護者の方が「登校届」を記入し提出してください。**「登校届」は、市または学校のホームページからダウンロードできます。証明書の提出がなければ出席停止扱いになりません。

#### 5. 日本スポーツ振興センター（災害共済給付制度）

学校管理下でのけがにより医療機関で治療を受けた場合（部活動・通学経路での登下校中・校外学習・宿泊行事などを含む）、日本スポーツ振興センターより災害給付金が支給されます。（500 点に満たない場合は給付対象になりません。）**振込については振入手数料を引いた金額が振り込まれます。**

災害給付の申請をされる場合は、学級担任や部活動顧問または保健室までお知らせください。

#### 6. その他

- ・思春期は心と身体のバランスを崩しやすい時期です。充実した生活を送るためにも規則正しい生活習慣を確立させることが大切です。特に朝の食事、睡眠をしっかりとりさせてください。
- ・お子さんの心や体（生活面など）のことで気になることや心配なことがありましたら、いつでも保健室や担任までご連絡ください。また、週1回（金曜日）都スクールカウンセラー、（木曜日）市スクールカウンセラーが来校しています。電話予約の上ご来校ください。相談室は北校舎3階（E組並び）。
- ・市の相談機関もあります。三鷹市教育センター内 総合教育相談室で教育相談を受け付けています。
- ・不登校生徒に対応する「巡回教員」が毎週火曜日に来校しています。保護者からの相談にも対応いたします。

第3学年生徒・保護者の皆様

鷹南学園三鷹市立第五中学校  
校長 櫻井 勉  
進路指導部・第3学年

## 令和6年度 高等学校進学及び就職等に関する推薦の取り扱いについて

本校では、高等学校進学及び就職等に関する推薦において、透明性の高い公平な推薦が行われるよう、下記の通り校内の推薦基準を明確に提示しています。

中学校が先方に「推薦する」ということは双方の信頼関係の上に成り立つことです。単にその生徒個人のことでなく、進路を同じくした他の生徒、そして次年度以降に同じ進路を歩もうとする本校生徒など多くの人々に影響を及ぼします。よって、決して信頼関係を損なうことがあってはなりません。これらのことをご理解いただき、保護者の皆様のご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 推薦の意義及び決定方法

推薦及びこれに類するものは、当該生徒の高等学校等への進学又は就職（以下 進学・就職とする）について、中学校における学習活動や生活状況、その他の活動を総合的に判断して、進学・就職後も本校卒業生として活躍できると認められる者を、全教職員の意見を十分に聞いて、校長が決定を行います。なお、校長は必要に応じて、推薦に関する委員会等の設置や職員会議等を主催します。

#### 2 都立高校の推薦基準について

都立高等学校における推薦基準については学校ごとに定められていますが、およそ次の（1）～（4）のような項目が中心になっています。

- (1) その学校（各学科・コース等）を志望する理由や目的意識が明確であること。
- (2) その学校（各学科・コース等）に対する興味・関心や適性を有すること。
- (3) 基本的な生活習慣が身に付いていること。
- (4) 学習成績が良好であること。

また、私立高校の推薦基準は学校により様々ですが、ほぼ同様の内容となっています。そこで、上記の項目について校内の推薦基準として裏面に具体的な例示を行いますので、ご家庭におきましてもよく話し合ってください。今後の学校生活の充実に向けて、お子様へのご指導をよろしくお願いいたします。

### 3 校内推薦基準の例示について

- (1) その学校（各学科・コース等）を志望する理由や目的意識が明確であること。
  - ・担任や校長との面接等で、学校に対する志望理由や高等学校入学後の学校生活についてははっきりと答えることができる生徒
  - ・意欲的に学習に取り組み、自分の能力を向上させるために努力をしている生徒
- (2) その学校（各学科・コース等）に対する興味・関心や適性を有すること。
  - ・その学校（各学科・コース等）の特色や学科等の内容について答えることができるとともに、関連する教科に興味・関心をもち学習に取り組んでいる生徒
- (3) 基本的な生活習慣が身に付いていること。
  - ・出席状況が良好な生徒（私立高校については欠席・遅刻・早退日数が、高校側が示す日数等の基準を満たしていること。）
    - ※病気や怪我等の事情については考慮します。
  - ・学校や地域、社会のきまりを守れる生徒
  - ・触法行為をしない生徒
- (4) 学習成績が良好であること
  - ・授業に意欲的に取り組んでいる生徒
  - ・私立高校については、高校側が示す成績の基準を満たしている生徒
- (5) その他
  - ・学校行事や部活動、社会活動に積極的に取り組んでいる生徒
  - ・進路決定後、卒業後も本校の卒業生として責任をもった生活が確約できる生徒

### 4 推薦の判断と手順について

- (1) 推薦基準に満たない生徒の学校推薦及び校長推薦は行いません。
  - ※ 推薦基準を満たしていても、学校見学や体験授業、説明会等に参加していない場合は推薦手続きを進められない場合があります。
- (2) 1 2月の三者面談の時点で推薦を決定した生徒であっても、その後推薦基準に満たない行為が見られた場合は推薦を取り消すこともあります。
- (3) 合格決定後に校内推薦基準に反するような行為が見られた場合は、必要に応じて受験校に連絡を取り、合格の取り消しとなることもあります。

#### ※ 私立併願（第2志望）優遇制度の利用について

- ・私立高校の入試制度の一つに併願優遇制度があります。評定数値等の基準はありますが、推薦書の必要は無く、毎年多くの受験生が利用します。ただし、併願優遇制度を利用する場合は高校側との「入試相談」を経る必要があります。

■推薦入試および併願優遇入試は、受験者の都合で辞退することはできません。

- ※ 推薦入試受験校は、合格した場合必ずその学校に入学手続きをし、進学しなければなりません。
- ※ 併願優遇入試受験校に合格し、第1志望受験校が不合格となった場合は、必ず、その学校の規定に従って手続きをしなければなりません。

令和5年度卒業生 進学先一覧 (計144名)

国公立高校名		私立高校名
普通科	青山	飛鳥未来 (広域通信制)
	駒場	岩倉
	狛江	S
	小金井北	桜美林
	小平西	鹿島学園 (広域通信制)
	神代	関東国際
	昭和	科学技術学園
	杉並	錦城
	立川	京都外大西
	千歳丘	駒場学園
	調布南	佼成学園
	調布北	佼成学園女子
	豊多摩	国際基督教大学
	西	品川学藝
	広尾	下北沢成徳
	日比谷	白梅学園
	深沢	実践学園
	府中東	修徳
	松原	昭和第一学園
	武蔵野北	聖徳学園
普通科計45名		城西大学附属城西
特別支援学校	府中けやきの森学園	杉並学院
	永福学園	西武台
特別支援学校計2名		大成
コース	片倉	立川女子
	芦花	大智学園
コース制計5名		大東学園
専門学科	園芸	桐朋女子
	杉並総合	東京立正
	世田谷総合	日本工業大学駒場
	総合工科	日本女子体育大学附属二階堂
	多摩科学技術	日本大学鶴ヶ丘
	中野工科	日本大学櫻丘
	農業	羽田国際
	東久留米総合	藤村女子
	若葉総合	北照
	国立東京工業高等専門学校	水戸葵陵
専門学科計16名		ルネサンス (広域通信制)
定時制	荻窪	早稲田佐賀
	小金井工科	私立計 66名
	世田谷泉	
	一橋	
	立川	
定時制計7名		
通信制	新宿山吹	専修学校名
通信制計1名		野田鎌田学園杉並高等専修学校
国公立総計 76名		レコールバンタン高等部
		専修学校計 2名